県南広域振興局長告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年12月6日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 江刺室根線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町沖田字奈良崎5番3地先から字前田野大住	立に	B m	m
国有林260林班ち小班地先まで	新	50.6∼13.5	1, 191. 0
	П	A	
		36.5~6.3	1, 213. 0
		В	
		37. 1∼13. 5	1, 191. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 平泉停車場中尊寺線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
西磐井郡平泉町平泉字鈴沢122番 1 地先から花立212番 5 地先まで	新	m 45. 9~6. 5	m 316. 5
	旧	15. 3~6. 5	316. 5
西磐井郡平泉町平泉字花立121番3地先から110番3地先 まで	新	31.8~11.1	145. 0
	旧	18.2~11.1	145. 0
西磐井郡平泉町平泉字衣関326番1地先内	新	26. 4~20. 1	13. 3
	IΠ	21.6~20.1	13. 3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで